

# 参 考 資 料

(地方税財政制度研究会)

## 地方税源の充実強化と税源偏在の是正について～ 緊急提言 ～(抜粋)

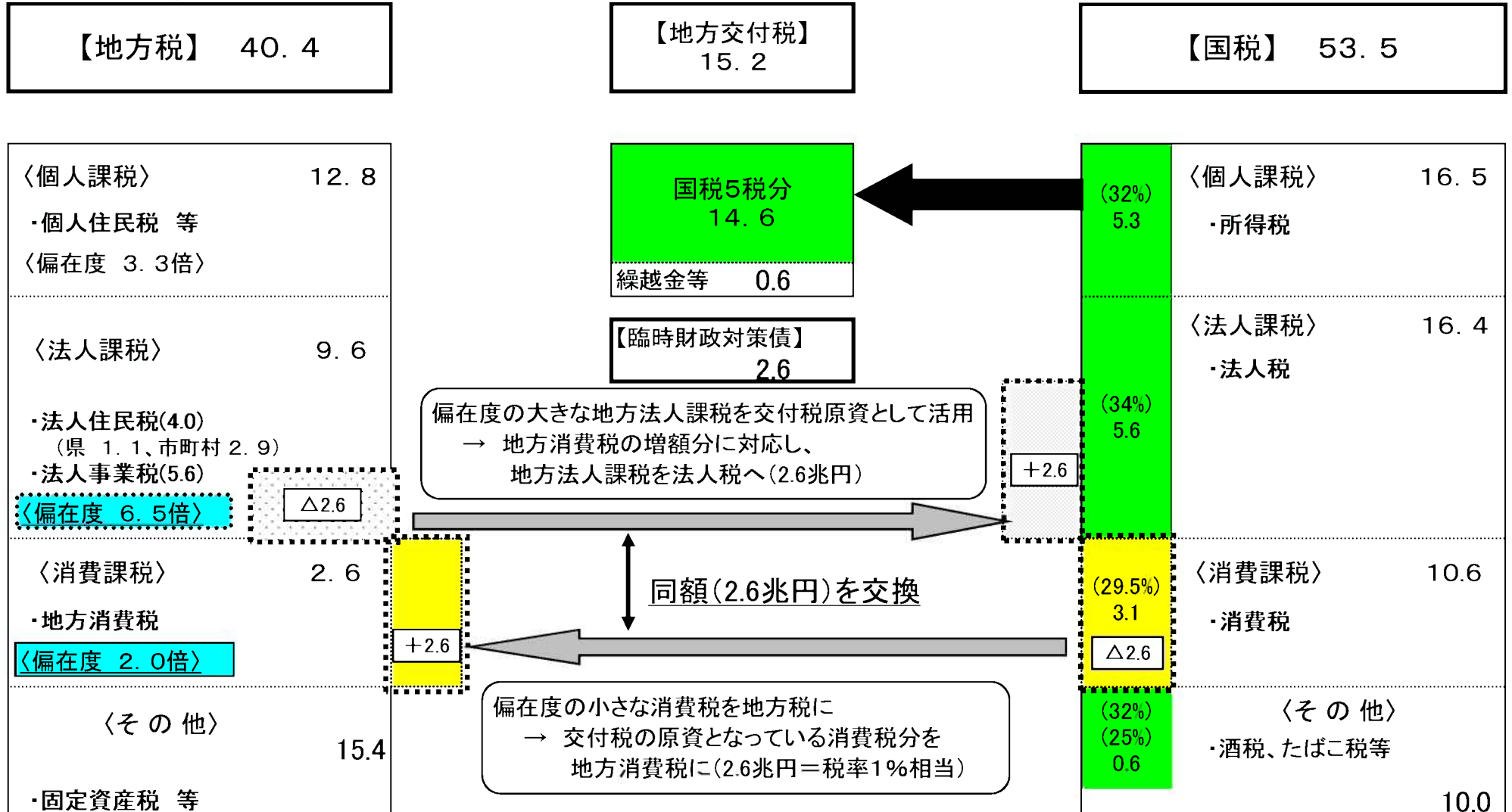
(全国知事会地方税制小委員会H19.11.7)

### 2 法人二税の配分見直し論と格差是正のあり方について(抜粋)

- 現在、国において、東京をはじめとする大都市圏に集中している法人二税について人口等を基準として再配分することによって、地域間の税源偏在を是正しようとする議論が進められている。
- しかし、こうした議論は、地方税である法人二税を、当該地域における企業活動の有無やその実態を問わずに配分しようとするもので、応益負担などの地方税の原則に反するものであると言わざるを得ない。
- 法人二税が地方税である以上、地方団体が提供する行政サービスに対する応益負担や負担分任の原則に沿うものでなければならない。また、法人といえども地域社会の一員であること、都道府県が企業誘致等に努めるのは企業立地に伴う税源の涵養も重要な目的の一つとなっていること等にも十分配慮されるべきである。
- こうした観点からは、税源偏在の是正を国・地方とも税収中立の下で行う場合、地方交付税原資としての税目の見直しとあわせて行い、偏在性が大きく税収の変動が大きい法人二税と消費税の交換により、地方消費税を拡充することを基本として検討すべきである。

## 国税と地方税の税源交換のイメージ

(単位:兆円)



注: 国は⑱当初予算、地方は⑲地方財政計画(ただし、地方税の偏在度は⑰決算数値)による。  
 (地方税の偏在度: 各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割ったもの。)

## 地方公共団体間の財政力格差の是正についての意見(抜粋)

(地方財政審議会H19.11.16)

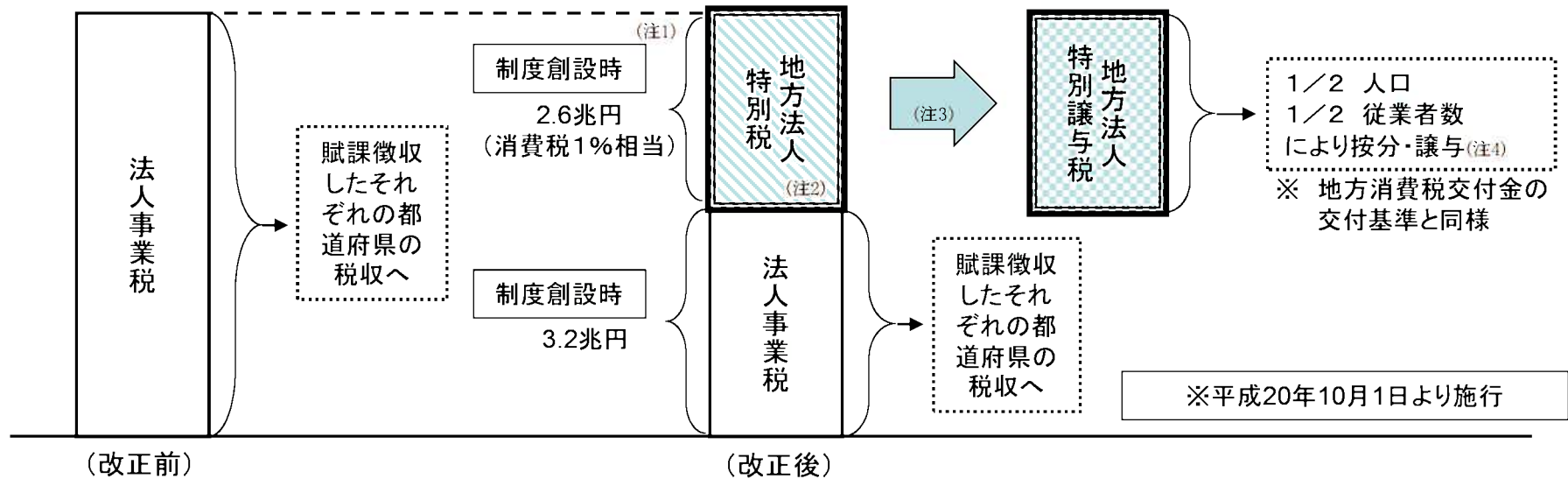
### 第三 地方税収の偏在是正に向けた具体的な方策 (抜粋)

- 地方税収全体が増えない中で、早急な地方税収の偏在是正方策が求められている状況においては、国の消費税の一部を地方消費税にする一方で、地方法人二税の一部を同額国税化する、いわゆる税源交換を基本に検討すべきである。
- 税源交換を行った場合、地方法人二税の税収シェアの大きな団体は税収が減少するが、地方消費税が充実されることにより、税収構造自体が安定化するというメリットもあり、全体として偏在度が小さく、安定的な地方税体系の構築に資する改革となる。
- なお、地方税収の偏在是正に関し、偏在の原因は地方法人二税にあることから、その税収を地方税のまま、地方公共団体間で人口等の基準で水平的に配分すべき、との主張がある。地方法人二税は地方公共団体内に存する法人に対して、当該団体が提供する行政サービスとの受益関係に着目して課税する地方税である。
- 地方税としての法人課税である限り、課税対象となる法人の支店や工場等の恒久的施設が存在しない地方公共団体には、課税権は存在し得ず、税収が帰属することはないことから、こうした主張は理論上成立し得ない。
- また、地方税についてこのような配分を行えば、地方税の根本原則である受益と負担の関係完全に分断するばかりか、企業誘致など税源涵養に努力している地方公共団体が報われず、地域振興へのインセンティブや、納税者による行政監視の機能を損ないかねないことなどにも留意すべきである。

# 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税（イメージ）

この法律は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。）の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

## 地方法人特別税・譲与税のイメージ



(注) 1 制度創設（平成20年度改正）時の、平成20年度当初の税収見込みをもととした地方法人特別税・譲与税の規模（平年度化後）。なお、平成23年度当初の税収見込みをもととした場合は、その規模は1.6兆円（平年度化後）に縮小すると見込まれる。  
 2 地方法人特別税（国税）は、都道府県が、法人事業税と併せて賦課徴収。  
 3 地方法人特別税の課税標準は、法人事業税（所得割・収入割）の税額（標準税率分）。  
 4 都道府県が賦課徴収した地方法人特別税の税収は、その全額を、地方法人特別譲与税として、都道府県に譲与。

## 平成23年度地方法人特別譲与税による影響額実績

※地方法人特別税は、平成23年2月から平成24年1月までに国に払い込まれた額。

※地方法人特別譲与税は、平成23年度5月、8月、11月、2月期の譲与額の合計。（東京都は加算額46億円を含む。）

（単位：億円）

都道府県	地方法人特別税 A	地方法人特別譲与税 B	増減 B - A = C
北海道	431	643	212
青森県	90	158	68
岩手県	88	155	67
宮城県	234	279	44
秋田県	67	127	60
山形県	82	139	57
福島県	201	239	38
茨城県	338	346	8
栃木県	225	240	15
群馬県	219	242	23
埼玉県	574	770	196
千葉県	541	651	110
東京都	3,502	1,991	▲ 1,510
神奈川県	905	991	86
新潟県	261	287	26
富山県	132	137	5
石川県	143	145	3
福井県	131	100	▲ 31
山梨県	137	103	▲ 34
長野県	197	260	63
岐阜県	224	247	23
静岡県	492	463	▲ 29
愛知県	1,055	933	▲ 121
三重県	223	221	▲ 2

都道府県	地方法人特別税 A	地方法人特別譲与税 B	増減 B - A = C
滋賀県	204	166	▲ 38
京都府	310	314	4
大阪府	1,296	1,130	▲ 166
兵庫県	557	635	78
奈良県	75	145	71
和歌山県	82	114	32
鳥取県	46	69	23
島根県	65	86	20
岡山県	209	228	18
広島県	344	348	5
山口県	158	170	13
徳島県	105	91	▲ 14
香川県	125	121	▲ 5
愛媛県	158	167	9
高知県	46	87	40
福岡県	425	600	175
佐賀県	86	100	14
長崎県	109	163	54
熊本県	136	206	70
大分県	100	140	40
宮崎県	88	130	42
鹿児島県	113	196	83
沖縄県	99	155	56
合計	15,427	15,427	0

※地方法人特別譲与税額は、各都道府県の人口（8月譲与分まではH17国勢調査、11月譲与分からはH22国勢調査）及び

従業者数（5月譲与分はH18事業所企業統計調査、8月譲与分からはH21経済センサス基礎調査）で按分。

※四捨五入により計が一致しないところがある。



# 地方共有税構想について

地方分権の推進に関する意見書(抄) (H18.6.7 地方六団体が内閣・国会に提出)

【提言4】

「地方交付税」を「地方共有税」に

～法定率を見直し、特別会計に直入、特例加算・特別会計借入を廃止

1. 地方交付税が、国から恩恵的に与えられるものではなく、『自らの財源を他の自治体のために融通しあうことにより、全ての自治体が国に依存せずに、住民に対して一定水準の行政サービスを提供できるようにすべきである』との考え方に基づく、セーフティネットとしての性格を持つものであることを、その制度上、明確にするため、「(仮)地方行財政会議」において検討の上、以下の7項目の改革を一体的に行うこととする。
  - (1) 名称を以下のとおり変更する。
    - ① 国民から国の特別会計に入るまで「地方共有税」
    - ② 国の特別会計を出て自治体に入るまで「地方共有税調整金」
  - (2) 国の一般会計を通さずに、「地方共有税及び譲与税特別会計」に直接繰り入れる。
  - (3) 現在の財源不足(H18年度 8.7兆円)を解消するため、地方共有税(地方交付税)の法定率の引上げを行うとともに、必要に応じて地方税法に定める税率の変更も行う。
  - (4) 3年から5年に一度、地方共有税(地方交付税)の法定率の変更を行うとともに、必要に応じて地方税法に定める税率の変更も行う。
  - (5) その他の年度は、財源不足があれば地方債または「地方共有税及び譲与税特別会計」内に新たに設置する基金により調整する。
  - (6) 特例加算や特別会計による借入れは行わない。
  - (7) 国の政策減税の実施に伴い地方の財源不足が生じる場合には、地方共有税(地方交付税)の法定率を引き上げる。

※各自治体の「地方共有税調整金」の額の調整及び決定について、地方が参画のうえ、責任をもって行える仕組みを検討すべき。